

平成18年度第3回

宮城県行政評価委員会政策評価部会

日 時：平成19年2月2日（金曜日）
午前10時00分から

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成18年度第3回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日 時：平成19年2月2日（金） 午前10時00分から
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：関田 康慶 委員 長谷川信夫 委員 安藤 朝夫 委員 宇田川一夫 委員
大滝 精一 委員 林 一成 委員 山本 玲子 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから「宮城県行政評価委員会平成18年度第3回政策評価部会」を開催いたします。
開会に当たりまして、小林企画部長よりご挨拶を申し上げます。

企 画 部 長 おはようございます。ひとことご挨拶を申し上げます。
本日は寒い中、本部会に出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
前回の部会は、昨年9月に開催いたしまして、平成18年度の政策評価・施策評価に係る答申案についてご審議いただきました。その後、10月に知事に答申をいただいたわけでございます。答申に至るまでの各委員のご尽力に心から感謝を申し上げます。

県では、その答申の内容を受けとめまして、対応方針を検討するとともに、自己評価の内容を見直しまして、今年度の評価を決定いたしました。この評価の結果につきましては、本日の資料としてお手元に配付してございます。また、この結果は県議会にも報告しております。

今年度の政策評価・施策評価の手続きとしましては、この評価の結果の作成、公表をもって、一応区切りということでございますが、県といたしましては、各委員のご意見を十分に踏まえまして、県政運営を行ってまいりたいと考えております。

本日は、平成18年度の評価結果につきまして、並びに平成19年度の評価と県民満足度調査の実施につきましてご説明を申し上げ、あわせて「宮城の将来ビジョン」についてもご報告申し上げる予定でございます。

「宮城の将来ビジョン」につきましては、去る1月11日に県の総合計画審議会から答申をいただきました。県はこの将来ビジョンを、今月招集されます、2月定例の県議会にお諮りをいたしまして、ご審議いただきますとともに、このビジョンに基づく具体的な取り組みなり、数値目標を行動計画として定めた上で、平成19年度、今年4月から実施に移すということにしているわけでございます。

この「宮城の将来ビジョン」に基づく平成19年度の県の取り組みは、平成20年度に評価をするということになるわけでございます。したがって、来年度は、今年度の県の政策・施策評価の審議と並行いたしまして、平成20年度からの新しい評価制度についても審議をお願いしたいと考えております。

本日も限られた時間の中ではございますが、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

司 会 本日は関田部会長を初め、7名の委員の方々にご出席をいただいております。
行政評価委員会条例の規定により定足数を満たしており、会議は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。
なお、濃沼委員、小林委員、水原委員は本日所用のため欠席いたしております。
ここで、お手元のマイクの使用方法について、改めて説明させていただきます。
ご発言の際は、マイク右下のスイッチをオンにして、マイクのオレンジランプが点灯したことを確認してから、ご発言していただくようお願いいたします。なお、発言が終わりましたら、スイッチをオフにしてくださいよう、よろしくお願いいたします。
それでは、これより議事に入ります。
関田部会長、議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

関田部会長 おはようございます。
暖冬と言われて、やっと雪が少し降ったような気がしますけれども、降り過ぎても困りますが、降らないと、また夏の水不足が起こるといこともあって、自然の営みというのは、ほどほどあってほしいものですが、きょうはどうもお忙しいところありがとうございます。
きょうの議事につきましては、先ほど部長の方からもお話があったように、ちょうど平成18年度の評価から平成19年度の評価、そして平成20年度を見据えたあり方をどうつくっていくかということについての、多少そういうとっかかりの議論も行いますので、短時間ではありますが、ぜひこの移行期における重要な課題についての積極的な議論をいただきたいと思ひます。
それでは、これより議事に入ります。
最初に、議事録署名委員を指名したいと思ひます。前回、第2回の政策評価部会では、水原委員、長谷川副部会長をお願いいたしました。今回は、名簿順でございまして、安藤委員、宇田川委員のお2人をお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。
次に、会議の公開についてですけれども、当部会の決定に従いまして公開としたいと思ひます。傍聴の皆様は、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従って、会議の妨げにならないようお願いいたします。
それでは、次第に従いまして、まず議事(1)の平成18年度政策評価・施策評価に係る評価の結果について、事務局からご報告をお願いいたします。

行政評価室長 はい。それでは、私の方からご説明したいと思ひます。資料につきましては、資料1というところで冊子を机上配付いたしておりますけれども、平成18年度政策評価・施策評価に係る評価の結果という資料でございます。
ページですが、まず最初に309ページをちょっとお開き願ひます。309ページにつきましては、平成18年10月13日付けで関田部会長の方から、村井知事あてに答申をいただいたというところがございます。この答申の内容につきましては、各分科会にご審議いただいた内容を取りまとめたという形の内容になっております。

県では、この答申を踏まえまして、評価の結果という部分を取りまとめましたというところでございます。その内容につきましては、9ページになります。答申を受けて、それで県として最終的な評価の結果を確定させたという部分に関しては9ページになります。

(1)の県の対応方針でございますけれども、評価条例の規定に基づき、行政評価委員会からの答申に対する県の対応方針と、その方針を踏まえた最終的な評価結果を記載する評価書を作成し、公表したと。また、県議会にも報告したと。それで、昨年11月15日に公表しております。

それから、個々の政策・施策に付された意見に対する対応方針は、評価書の県の対応方針欄に記載しているところでございます。基本的には次年度までに県として検討、対応していくということでございます。

それから、部会の審議対象となった政策・施策に係る答申の中でも、1から7までの評点という部分に関しましては、その結果を真摯に受けとめるとともに、特に低い判定の3以下については、県が行った評価に対し、強い改善を求める意見であることを十分認識しながら、対応を図っていくということにしております。

それで、平成18年度の評価結果につきましては、30政策105施策の評価結果については、1施策を除き、県の行った評価原案のとおりとなりましたというところで、この1施策を除きという部分に関しましては、政策番号34、施策番号3の「バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備」、これに関しましては、委員会からの評価が2点でした。そういう部分も踏まえまして、県として十分内容を精査しました結果、最終的には、従前は「おおむね適切」という総括評価でしたが、これを「課題有」という内容に修正したというところでございます。

それで、総括的には9ページの の表になりますけれども、行政評価委員会の審議対象となった政策・施策の部分に関しましては、政策が「適切」2、「おおむね適切」19、「課題有」がなしで、合計21政策。それから、施策に関しては、10施策が「適切」、55施策が「おおむね適切」、「課題有」については1ということで、合計66施策。それから、審議対象外の部分がありますけれども、これについては記載のとおりでございます。ということで、トータル的には平成18年度の評価対象の合計の欄ですね。「適切」な政策が5、「おおむね適切」が25、「課題有」がゼロと。施策については17が「適切」、「おおむね適切」が87、「課題有」が1と。トータルで105ということでございます。それで、内容的には、昨年ですと「課題有」が施策で四つほどありましたけれども、今年度については一つという内容となっております。

次に、各分科会から県の政策・施策に対してご意見等をちょうだいしました。そのご意見について県としては、まさしく真摯に対応するというところで、この評価書の中にも記載されております。それで、各分科会からご意見をちょうだいしていただきましたので、一つぐらいずつ県としての対応方針をちょっとご紹介したいと思っております。

まず最初、37ページの政策2「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」。これについては福祉分科会の審議対象となっておりますけれども、これの施策3の方の上のくくりですね。委員会からのご意見は、「政策評価指標には、救急医療体制の充実の本来の目的である医療へのアクセス時間を反映させるべきではないか」というご意見をちょうだいしましたけれ

ども、県の対応方針としましては、「救急搬送時間の分析を今後実施する予定であり、その結果を勘案し、医療へのアクセス時間を検討したい」というのが県の対応方針ということでございます。

次に、63ページをお開き願いたいのですが、政策7「県土の保全と災害に強い地域づくり」のところでございますけれども、63ページの中ほどになりますけれども、これに対して部会からのご意見が3段落目になりますけれども、「震災対策を中心とする総務部所管の施策は、所管課の特性に引きずられ、施策名と事業構成との対応が悪く、各施策相互の連携も理解しづらい。震災対策を網羅した震災対策アクションプランを実施しているところであり、これとの関連整理を行い、震災対策に関する総合的な施策体系に向けた再構築を希望する」というご意見でした。これについては、県の方で検討を踏まえまして、「震災対策は、国、県、市町村等の連携と役割分担のもとに進められており、また、特に市町村が実施すべきとされる対策が多いことから、県の施策・事業だけで対策全体をあらわすのは難しい。しかし、可能な限り体系的に示す必要があることから、アクションプランに基づき施策・事業を整理し、総合的な施策体系の構築を推進していきたい」と。この部分に関しては、社会資本分科会のご意見というところでございます。

引き続き79ページになりますけれども、これについては環境分科会の所管ですけれども、政策9「環境負荷の少ない地域づくりの推進」、79ページの下の方になりますけれども、施策番号2「河川や湖沼、海等の水環境の保全」というところの部会からのご意見につきましては、2段落目になります。「施策推進のため、総合的な見地からの生活排水処理、水循環保全などへの取り組みが、市町村などとも連携し、より一層推進される必要がある」というご意見でした。これにつきましては、県としまして、「水環境を保全するために、場の視点でとらえる従来型の環境施策から、健全な水環境の視点で、治水、利水、水辺環境の三つの施策を再評価し、流域ごとに重点施策を総合的に計画立案する作業を進めている。立案した各種事業を推進するには、市町村はもとより、上流域から下流域までの住民を含めた連携が必要と考える。生活排水対策を含め、今後ともなお一層の推進を図っていきたい」という対応方針でございます。

引き続き115ページをお開き願いたいと思います。これにつきましては、産業分科会の所管でございました。政策番号16「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」というところでございます。これにつきましては、115ページの一番上段になりますけれども、「施策4、5、6には、特に政策評価指標が設定されていないが、知事の提唱する富県戦略を実現するための重要な施策であり、また2008年のデスティネーション・キャンペーンに向け、本格的な取り組みが期待される施策と言える。特に施策6は県民の優先度は7位と低いものの、全体の施策群の中心的エンジンとしての役割を果たすものと考えられるため、戦略的な取り組みが必要である」というご意見でした。これにつきましては、県としまして、「施策4、5、6に該当する事業は、これまで実施していなかったが、新たに策定される政策の中で実施していくよう検討中である。食や歴史文化・温泉等、地域のセールスポイントを全面に出した情報発信や地域の魅力を発見、より高めるため、交流と発信によるみやぎの活性化を図っていくほか、グリーン・ツーリズムや食材王国みやぎなど庁内関連部署とも積極的に連携を図

っていく」という方針でございました。

最後になりますけれども、教育分科会所管、153ページになります。政策番号22「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」というところで、施策番号1の、ちょうど153ページの中ほどになりますけれども、「早寝・早起き・朝ごはんという生活の基礎基本づくりの上に、家庭学習の習慣づけのために行われている家庭学習記録ノートのような取り組みを加えていくことなどで、幼・小学生から高校生まで含めて、生活の基礎的なリズムをつくるという観点からの教育の立て直しが必要ではないか」というご意見でした。これにつきましては、県としまして、「早寝・早起き・朝ごはんをはじめとする基本的な生活習慣の確立や、学習習慣の形成にかかる取り組みについては、県教委でリーフレットを発行しており、今後さらにその活用を図るとともに、保護者、県民、学校関係者への啓発活動の充実を図るなど、取り組みの一層の充実を図っていく」という県の対応方針でございます。

今ご紹介しました部分に関しては、委員会からの意見と、それから県の対応方針、これについては本当に一部でございまして、この評価書に記載のとおりですね、行政評価委員会からの意見につきましては、県としてまさしく真摯に対応する内容ということでございます。

以上が平成18年度の評価に係る評価結果の、まさしく本当の概要というところでございます。説明は以上です。

関田部会長

ありがとうございました。

非常に膨大な評価結果ですので、その中の一部を取り上げていただいておりますが、このご紹介いただいた内容、もしくは全般的なことでも結構ですけれども、ご意見とかご質問があればお願いいたします。

評価部会の評価については、7段階評価というふうに移行したんですけれども、県の評価は「適切」「おおむね適切」「課題有」という3段階になっているんですね。部会の評価基準が3段階のときには、同じ基準だったので、そのどこに違いがあるかという検証的なことができたんですけれども、この評価の段階が違っているために、その整合性をとるのが非常に難しいというところがありまして、一方、分科会の方を中心にいろんな課題が指摘されたり、検討すべき問題点が明らかにされて、それに対して県がどう対応されるのかという非常に明確な対応関係ははっきりしているんですけれども、一方において9ページの方では「適切」「おおむね適切」「課題有」ということで、何となしに「おおむね適切」であれば課題がなく、「課題有」というのはほとんどありませんので、これで課題がないのかなと思ってしまうような、間違った印象を与えかねないというところもあると思うんです。「おおむね適切」であっても、やっぱりいろんな課題があって、それは逐次改善していくという対応関係が実質的にはありますので、この辺のあり方について、またご議論いただければと思います。どなたかよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、平成19年度政策評価・施策評価につきまして、事務局からご説明をお願いします。行政評価室長、お願いします。

行政評価室長

それでは、資料2というペーパーが入っていますけれども、それで先ほど部長の方からお話ありましたけれども、将来ビジョンが平成19年から始まるということで、それでちょうど今まさしく県として評価上、ちょうど過渡期に当たるというところでございます。

若干ご説明しますと、平成18年の評価につきましては、現総合計画の実施計画、実施計画については平成15年から平成17年までの計画でした。それで、平成18年度の評価につきましては、平成17年度の事業の内容について評価を行ったというところでございます。そういう意味では県の総合計画の実施計画と事業というリンク付の中で評価したというところが、まず第1点あります。

それから、平成18年度につきましては、総合計画の実施計画が平成17年度で終わっていますので、第3期計画が平成18年度から平成21年度までということで、計画を立案する予定がありました。ただ、そこで県として平成19年度を1年度目とする将来ビジョンという部分が平成18年度に策定するというところもあって、最終的には実施計画については策定しなかったという経過があります。そういう部分を踏まえまして、では平成19年度の評価をどうするかという部分については、私どもの方で十分検討を踏まえまして、最終的には、要するに第2期実施計画、平成17年までの実施計画の政策・施策体系、それを準用して評価という部分を方針決定したところでございます。

というところで、その前提でこれからちょっとご説明したいと思います。

資料2になりますけれども、平成19年度の政策評価・施策評価につきましては、実施する評価については、前年度の政策・施策・事業について行う評価、ということは、内容的に平成18年度の政策・施策・事業の実施状況について評価をします。それから、評価の対象については、第1期実施計画ベースの36政策213施策のうち、政策評価指標が設定された政策・施策を実現するための事業、これが評価対象ですよというところでございます。それからあと、原則として平成18年度評価対象となった事業及び平成18年度新規重点事業のうち、評価対象施策に割り振れる事業を評価の対象としましょうというところでございます。

それから、政策評価指標については、36政策213施策に設定された政策評価指標により行う、ということは、平成18年度と同じ指標を用いて評価しましょうというところでございます。

平成18年度答申の政策評価指標に関する意見は、「宮城の将来ビジョン」の行動計画で示す県の具体的な取り組みの成果の数値目標の設定において、可能な限り反映させましょうというところでございます。

それから、県民満足度調査につきましては、これは後でご説明しますが、平成19年4月に「宮城の将来ビジョン」の体系に基づいて実施する予定の第6回満足度調査の結果は、平成19年度政策評価・施策評価では活用しないと。内容的にも施策体系が異なるということでございますので、反映させないというところでございます。

次、スケジュールにいきますけれども、裏面になります。裏面のスケジュール、まず最初第1点ですね。今までとちょっと違う部分がありまして、これは県の方の事情なんです。今の条例規則上、評価書につきましては、決算を審査する議会の招集日までにはやりなさいよという部分がありますので、それが今までは11月議会でした。ということで、11月末ぐらいまでで評価書を作成していたので

すが、県の方の決算審査の議会が11月から9月議会ということで、約2カ月程度前倒しになるというのが今ルール化される予定ですので、それを見据えて、平成19年度のスケジュールは立てたというところがございます。そういう意味では最後の評価書のでき上がりの部分が、おおむね現行ですと1カ月程度前倒しになるのかなという部分でスケジュールを組んでいます。

それで、平成19年度のスケジュールのまず1番に戻りまして、県の自己評価については、4、5月中の作成になりますけれども、おおむね5月ぐらいまでというところがございます。政策・財政会議で県の自己評価の決定、それから諮問、それからあと県の方の基本表の公表という部分がありまして、あと県民意見の聴取と。それで、具体には行政評価委員会への諮問という形になりまして、政策評価部会については、おおむね6月の中旬ぐらいが第1回予定と。平成18年度は6月23日でしたので、おおむねここで10日ぐらいは前倒しせざるを得ないのかなというところがございます。第1回部会につきましては審議政策、どれをやるかという部分を決定していただきたいということで、それを受けて7月の頭、上中旬からここ2週間ぐらいの中で分科会審議をぜひやっていただきたいというところがございます。

それで、参考までに平成18年度の方の分科会につきましては、7月6日から8月24日までというところ、分科会によっては3回もしくは4回開催いただいたというところがございますので、大変恐縮ですけれども、この分科会の審議期間をかなり圧縮していただきたいというのが私どもの方のお願いです。

それを受けまして、あと審議結果の取りまとめ、それから政策評価部会の第3回の答申案の取りまとめ等ですね。あと答申につきましては、大体9月頭ぐらいの予定というところがございます。それを受けて、あと県の方の政策・財政会議等を受けて、最終的には評価書を10月中旬ぐらいまでにはぜひ取りまとめをしたいというところが、ここの部分が平成19年度の評価ということでございます。それで、この政策・施策評価の平成19年度の部分に関しては、そういう意味では総合計画の実施計画ベースの政策・施策・事業体系、これについての評価自体については、平成19年度、ここである意味一区切りつくのかなということでございます。

それで、先ほど部長のあいさつにありましたけれども、平成19年度にスタートする将来ビジョンという部分に関しては、現行の総合計画を廃止して、平成19年度から将来ビジョンベースの県の政策・事業体系が始まるということでございますので、平成20年度以降の評価につきましては、将来ビジョンベースの枠組みでの評価ということになります。そういうことで、後で政策課長の方から説明がありますけれども、現行の総合計画と将来ビジョンでは、枠組み自体がかなり違ふと。それから、性格を異にするという部分がありますので、評価のシステム自体を全体的に見直したいということで、その部分に関しては、スケジュール表の下段にありますように、平成20年度評価制度関係ということで、まず第1点が評価制度についての検討を県の方でおおむね5月末ぐらいまでに素案的な部分を取りまとめまして、それ以降行政評価委員会への諮問、あと部会の方で2回程度ご審議いただくということで、最終的には8月頭ぐらいに行政評価委員会からの答申取りまとめ、それから8月末には答申をいただきたいというところがございます。

それで、この評価制度の見直し自体に関しましては、行政評価委員会条例上、まず最初知事の方から行政評価委員会に諮問しまして、それから政策・施策評価に係る分に関しては、本部会で内容を調査審議いただいて、その内容を行政評価委員会の方に部会長の方から意見具申していただきまして、最終的には行政評価委員会の方で答申案についてご検討していただくというふうなルール立てになっております。というところで、最終的には8月の末ぐらいまでに答申をいただきたいと。それ以降、パブリックコメントを実施しまして、最終的には評価制度の最終案取りまとめという部分に関しては、9月、10月ぐらいを目途に、新しい評価制度の部分を取りまとめたいというふうに考えています。

以上が平成19年度の評価のスケジュールです。以上です。

関田部会長 ありがとうございました。ただいまのご報告について、何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。

ご説明のように、平成19年度は今までの政策・施策の評価をしながら、平成20年度の政策・施策評価体系を県の総合計画審議会の出した、「宮城の将来ビジョン」に基づいて体系化をするということなので、実は大きな二つの仕事をやっていくことになるんです。それで、行政評価室を中心に、評価関係の方々に非常に負荷がかかりますし、部会の委員の方々にも短期間でお願いするというところで、かなり負荷がかかります。しかし、この移行期ですので、やむを得ないことではないかと。ただ、かなり労力のいるような感じを受けますね。

ご質問、どなたかよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

長谷川委員 ここで聞いていいかわからないんですけども、先ほど評価結果が、最初に報告ありましたけれども、部会からの意見に対しまして、行政から過大と思えるほど多くの点について検討したいとの回答がある。

そうすると、これを読んでいきますと、非常に期待されるんですけども、具体的にこれだけたくさんの項目を実際に対処するとか検討するというのは、私たちが分科会でいろいろとお話ししている段階でもなかなか進まないわけですよ。そういう点で、それが分科会なんかで検討するときに、単年度でできるようなものとか、長期間にわたって検討するとか、対応するというのも、少しセレクトしてやっていかないと、分科会とか部会で意見を述べるにも、非常にしにくいようなところがあると思いますけれども、そこら辺はどうなんでしょうか。

関田部会長 いかがでしょうか。要は検討課題がたくさんあるわけで、それを一応はスクリーニングして、選んではやっているんですけども、継続的に年度間で解決できるものと、ある程度の中長期的な視点からやらなければいけない主要なものがあると思うんですね。その辺の運営のあり方なんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

行政評価室長 とりあえず単年度部分の対応状況という形で評価書の中には載っておりますけれども、当然翌年度の分科会になったときに、継続されている審議対象になっている政策、要するに分科会のヒアリングのときにご意見をちょうだいした部分に関しては、こういうふうな改善、こういうふうな方向で今整理している、もちろん

こういうふうな成果、見直ししましたという部分について、各担当課の方から委員の先生方にご報告していたと思います。継続されている部分に関してはですね。ただ、たまたま継続されない部分に関しては、しり切れトンボの部分の要素はあったのかもわかりません。そういう部分は確かにあるかと思いますが。ただ、いずれにしても、ご意見自体もかなり多いということもありますし、そういう部分では、たまたま分科会のヒアリングのときに、同じ主務課と同じ委員の先生だということだと、去年こういうご指導いただいた部分に関しては、こういう形で改善しましたということ、逆に主務課の方から積極的にご答弁はあるんですけども、たまたま継続されていない部分に関しては、要するに審議案件が継続されない、ある意味この評価書の県の方の対応方針でしり切れトンボという部分が部分的にはあったのかなということだと思います。

関田部会長　引き継ぎのときに、担当者の方が異動でかわられて、それで新しい方が来られたときに、十分な引き継ぎが行われていないと、やっぱり同じようなことが起こるんですね。だから、この改善すべき課題については、きちっとそのフォーマットを決めていただいて、だれが来られてもそれが引き継がれるという形にさせていただくと、そういう継続性というのは担保されるのではないかと思います。ほかにどなたか、はい、どうぞ、林委員。

林委員　新しい県のビジョンができるということで、平成20年度、いろいろ評価制度の関係を議論していこうということなんですけれども、この部会の方で、制度自体の問題もございまして、評価体系の話、また評価シートの話、いろいろ出てくるということで、部会開催が2回ぐらいでいけるのか不安なところがございまして。部会前に県の検討ということがあるんですけども、前倒し的に関係者に情報を流していただくといいのではないかと。今までかなり積み上がった課題があり、また、その施策の体系を変えて、また新しい視点からいくということですから、かなり議論がここ6月ぐらいで発生するだろうと。その前に大体枠組みだとか、そういうのがあったら、少しサウンディングをしておいていただいた方がいいのではないかと考えられます。1番のところの県の検討というところは期待しているんですけども、きょうのこの結果にありますように、これだけ課題がありますので、それがどんなふうに整理されるのかなというスケジュールをお聞きしたいと思います。

関田部会長　では、スケジュールの件で。

行政評価室長　とりあえず部会ではこの2回ほどセッティングしていますけれども、それで具体的に今将来ビジョンで答申を受けて、県の方の最終案が今週、来週ぐらいでまとめるという段階です。それで、後でご説明ありますけれども、親計画と、それから行動計画編という二本立てになっていまして、そういう意味ではその部分の成案ができた段階から、ある意味私も評価室がベースになって検討することですけれども、結局第1回部会までの間にはかなり検討の時間もあるということもありますし、そういう意味では時機時機を見て、各委員の先生方から、県の方の検討状況、今こうなっていますと。今の段階でご意見をちょうだいした

いという部分で、逆にそういうご意見をちょうだいしないと、県の方としても最終的な取りまとめ、県としての案自体もできませんので、ご多忙のところ大変申し訳ありませんが、いろいろとアドバイス、ご意見等をぜひ逆にちょうだいしたいと考えていました。というところで先生方のご意見を踏まえた上で、まとめた案で部会の方にお諮りするというのを、今の段階では予定しています。

関田部会長　　まあ、回数自体はなかなか委員の日程調整が難しいので、その会合開催までに、各委員との議論を十分深めていただいて、論点を定めて、重要な論点を中心にこの部会で審議すると。そういうことでよろしいでしょうか。結構すごい短期間にかなりの膨大な作業をしなければいけないので、なかなか大変なことであると思うんですが。

ビジョンの答申の中身というのは、やっぱりビジョンのレベルなので、これは行政評価の政策・施策・事業の体系に設計するというのには、多少時間がかかると思うんですね。ただ、今までの資産もありますので、活用できる部分は大いに活用していただければと思いますが。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

安藤委員　　この後ご説明があると思うんですけれども、県民満足度調査は今年度は実施せずに、年度が明けてから実施されるわけですが、これ自身が新しいビジョンに基づいてやるので、今回は利用しないということになっているわけですがけれども、これは例えば平成18年度と平成19年度はほとんど同じような枠組みでやると言われましても、県民満足度調査の結果はないと、枠組み自体がやっぱり変わってくると思いますし、それから来年度以降の評価、来年度というのは平成20年度以降ですけれども、評価に使うであろう、その県民満足度調査の体系そのものが、もう既に審議する前にできているということになると思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

関田部会長　　お願いします。

行政評価室長　　今、満足度調査のお話がありましたので、大変すみませんけれども、次の資料の満足度の方をご説明したいと思いますが。

関田部会長　　では、満足度は後にして、それ以外の点でお願いします。ほかの件はよろしいですか。

安藤委員　　ですから、満足度なしでことしの評価をやらなければいけないという、そういう点ですね。

行政評価室長　　はい。そこの部分に関しては、まず最初、先ほどご説明しましたように、平成19年度の評価をどうするかという部分でいろいろ検討したと。そういう意味では、もともと評価体系がどうなのかと。政策・施策・事業体系ですね。それが平成17年度までで規定になっている部分を準用するということがあるということなので、そういう意味では満足度調査の枠組みを、平成17年度までの政策・施策・事業

体系で聞くということはどうなのかなという部分がいろいろありまして、その検討の結果、最終的には平成19年度の評価に関しては、満足度調査のデータは差し込まないということで評価をせざるを得ないのではないかと。

満足度調査に関しては、第5回までは総合計画の施策体系ベースで調べましたと。県民の意向を踏まえたというところで、それで先ほどお話ししたように、今ちょうど過渡期ということがあるので、平成20年度以降の将来ビジョンベースの評価の方に、どちらかといえば平成19年度のデータを使った方が、同じ調査をするのであれば、そういう意味では平成19年度の、要するに第6回満足度調査に関してはどちらにリンクさせるかという議論がありまして、どちらかといえば、平成20年度以降の将来ビジョンベースの評価にリンクさせた方が、よりベターなのかなという判断があって、最終的には今のような形になりました。

それで、説明の中でちょっと一部不足していましたが、将来ビジョンベースの評価の枠組み自体を検討するに当たっては、そういう意味では、先ほどお話ししたように、今までの枠組みと若干違うので、県民の視点という部分をどういうふうに当て込みするかという部分に関しては、平成20年度以降の評価制度の見直しの中で、十分今までの評価の結果、それから満足度調査の結果等十分再確認した上で、どういうふうに県民満足度調査を設計するかという部分も含めて検討したいというのが県の方の考えでありまして、結局今まで満足度調査は、都合36政策の7項目の調査でした。そういう意味では、解答する県民の方々に、ご負担をかなりかけていたということもあるので、今回の第6回の調査に関しては、必要最低限度の項目でとりあえず調査しましょうと。

ですから、第7回目以降に関しては、先ほどお話ししたように、平成20年度以降の評価の枠組みがどうなるかによって、自動的に満足度調査の方の設計もでき上がってくるということがありますので、そういう意味ではちょうど今過渡期ということで、平成19年度の評価に当たりましては、まさしく今までやってきた満足度調査のデータが入り込まないということですので、その評価自体として、結局達成度と社会経済情勢等での情報量の少ない中での評価という限られた条件の中の評価とならざるを得ないということがあります。そういうことですので、その辺ですね、ちょうど過渡期という部分があるということなので、ある意味すべてについて条件を100%完遂するということはちょっとできないという事情もあるということでございます。以上です。

関田部会長　　よろしいですか。満足度を入れてしまうと、その満足度の結果を出すまでに少し時間がかかって、それをまた評価に反映するのに非常に短い時間でしなければいけないと。こういう問題が発生するということでしょうか。

行政評価室長　　はい。

関田部会長　　というようなこともございまして、今回の場合は、そういういろんな過渡期の問題があって、入れないということだと思いますが。よろしいでしょうか。

それでは、満足度調査の話も出ましたので、引き続き満足度調査について、事務局からご報告をお願いいたします。

満足度調査につきましては、今ご説明したように、過渡期というのが大前提になるということでございます。それで、過渡期で必要最低限の項目だけで調査しましょうというのがもともとの発想でありました。

それで、調査基準に関しては、将来ビジョンについては平成19年度からスタートということがございますので、やっぱり調査の時期とすれば、平成19年度の頭なのかなというところで、4月中旬から5月9日までと。それから、対象者については、一般県民満足度調査の4,000人ということに関しては、これは従前と全く同一でございます。

それから、市町村職員と学識者については、特に市町村職員に関しては、昨年の部会でもちょっと話題となりましたけれども、特に今の私どもの整理としては、市町村合併等の影響により、圏域ごとの市町村数のばらつきが拡大して、圏域間の比較分析が困難になりつつあるということと、それから学識者に関しては、回収率がかなり悪いというところと、それから福祉・環境等分野ごとの一般県民との比較分析が困難と。それから、本来の対象者以外の人物が代理記入するケースがかなり多いということがあります。

それからあともう一つ、このペーパーにはちょっとないんですけども、第1回から第5回までの一般県民と有識者、この乖離、要するに傾向がどうなのかという部分、ある部分进行分析したところ、要するに概括的に見れば、一般県民の意向と、それから2番、3番の有識者の部分の意向というのは、そんなには変わらないということなので、ここの部分は今回の部分については休止という取り扱いをしてもいいのかなという部分で、休止扱いにしました。

それから、対象者の抽出方法については以前と同じでございます。要するに7圏域男女別という形で4,000人ピックアップするということでございます。

それから、調査内容につきましては、先ほどご説明したように、従前は7項目というところございました。要するに「関心」「認知」「重視」「満足」「優先」「重視」「満足」という7項目掛ける36政策というところで、それから属性調査等で都合269問の質問項目でした。こういう部分に関して、今までの第5回の県民の意向という部分については、個々案、黒字で記載してはいたけれども、関心のない分野を答えるのが難しい、それから、点数で回答するのが難しい、範囲が広過ぎる、設問量が多過ぎる、選択肢が一つだけでは難しい、参考資料を見ながら答えるのが手間がかかるという等、かなり県民のこの調査に係る、回答に係るご負担という部分は、かなり想定されるということがあります。というところで、こういう部分を踏まえまして、今回は将来ビジョンベースの取り組みが33ありますけれども、それごとの今現在の満足度という部分についてはどうなのか。ですから、この満足度等については、第7回目以降もこの満足度という部分については入ってこようかと思えます。

それから、取り組みごとに取り組み方向という部分についてはありますけれども、これについてはどの項目を優先すべきかという部分については、県民の方の意向をお伺いしたいというところで、とりあえず今年度についてはこの77問で調査をしたいというところがございます。

あと、以降についてはスケジュールというところがございます。調査結果の活用については、先ほどお話ししましたように、平成19年度に実施する政策・施策評価には反映させません。宮城の将来ビジョンスタート時点における初期値

として、平成20年度以降の評価等にぜひ反映させたいというのが、第6回の満足度調査の設計の内容です。

それで本日、調査票自体がすべてまだ完成していませんので、とりあえずのイメージという形で、調査票をきょうご提示していました。資料3の別添資料のA3のサイズになりますけれども、今までは第5回までの調査票ですね、こういう形で目的6の「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」という部分で、問1から問5までで、実質的には7項目お答えするような形になっていたという部分です。今年度の調査票については、先ほどお話ししたように、必要最低限の回答だけを求めるという考えがありましたので、取り組みごと、この場合は25番「安全で安心なまちづくり」という取り組みのテーマがありますので、これについては県として、今までこういう内容の事業、それから施策等を行ってきましたという部分について、各担当部局の方から今つくっていただいております。これを説明して、今現在の県民の満足度を捕捉するというところでございます。

その中段に、将来ビジョンベースの各取り組みごとに、10年後はこんな姿という部分を整理しておりますので、ここの部分については、原文をもう少しわかりやすく、言葉を整理した内容で記載して、あと10年後を目指して行う項目、方向ですけれども、これについては7項目から8項目ぐらいずつありますけれども、これについても文言を整理した上で、県民はどのような方向を優先させるべきかと考える部分を県として捕捉したいというのが、第6回の満足度調査の内容ということを考えているわけでございます。

ですから、第7回目以降のこの調査票の内容につきましては、先ほどお話ししたように、平成20年度以降の評価制度の見直しの中で、要するに指標としてどのような項目を入れ込みするかという部分に関しては、今までの平成14年度以降の政策・施策評価と満足度調査の結果、それから各委員の先生方からの今までのご意見等を十分踏まえた上で、評価制度の見直しと、その評価制度の中に、この満足度調査の方のどのようなデータを入れ込みするかという部分については、十分検討した上で整理していきたいと考えております。以上です。

関田部会長 ありがとうございました。満足度調査の設計をかなり、ビジョンに合わせて変えるという内容ですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

安藤委員 ですから、今さっきの後段の質問については、平成20年度以降の調査については、この第6回に必ずしも拘束されないという理解でよろしいんですか。

行政評価室長 はい。

安藤委員 はい、わかりました。

関田部会長 これはこれから議論されるので、議論を深めていただきたいんですけれども、ビジョンと調査というのは、必ずしも対応する必要がなく、例えば10年後のビジョンを審議会の答申で出されていたとしても、調査の中では5年後というのはどうかということも聞いても、別に構わないわけですよ。もちろん10年後があってもいいんですけれども、10年後のことをやる前に、5年後のことをや

ってくれという人もいるかもしれない。だから、その辺はビジョンのことは十分念頭に置きながら、本来あるべき住民からの評価、評価情報を集めるという視点でぜひ検討していただきたいと思います。

特に、先ほど県民のこの調査に対する負担が大きいというお話もあったんですけども、今までの調査を見ると、2時間以上かけて回答されている方が4割以上おられるんですね。だから、すごい負担だと思いますが、見方によっては、この行政評価に対して、こんなにたくさんの方が非常に詳しく出された情報に基づいて参加しているということを考えると、これは投票行動以上に非常に重要な行動ではないかと思うんですね。投票に行くにしても、時間をかけて投票所に行きますので、審議会とかパブリックコメントによる参加というのはあるんですけども、それはほとんど少数の方が参加できることだけですので、このように無作為に選んでお願いする方式というのは、非常に有意義なものだと思うんです。だから、当然負担があるんですけども、そういう参加する機会を県が提供していると。そして、情報提供しながら、県民との間との相互の情報交換をしているということを考えると、あまり負担、負担と言うよりも、本来あるべき姿を十分念頭に置きながら、負担も考えるというふうに、ぜひ考えていただければと思います。

ほかにどなたかよろしいでしょうか。

それでは、審議会で答申されました宮城の将来ビジョンにつきまして、どのようなものなのかということについて、事務局から報告をお願いいたします。これがこれから行政評価の体系化を図る基盤になりますので、ある程度の理解をしておかないといけませんので、よろしくをお願いいたします。

政策課長

政策課長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に資料の4ということで、3種類の資料をお示しさせていただきました。資料4、最初の宮城の将来ビジョンにつきましては、先般、宮城県総合計画審議会、現東北学院大学の学長である星宮先生に会長をしていただきましたが、その総合計画審議会から答申を受けたもの、そのものでございます。

もう1枚のA3のカラーのものは、この答申を受けた内容の構成と概要ということで整理いたしました。説明はこれでさせていただくことになると思います。

それからもう1枚、A4になりますのが、昨年4月からこのビジョンの策定を行ってまいりましたが、その主なる経過、審議会の開催状況、それから県民の皆さんからの意見をお聞きするなど策定の経過と、これから2月上旬に県案を間もなく決定いたしまして、2月定例県議会に提案いたします。それで、新年度から取り組みの実施ということで、今後の予定を書いたものでございます。

それでは、A3の紙をご覧いただきたいと思います。

この内容に入る前に、最初に申し上げておきたいことがございまして、今回の総合計画は、現行の計画と違いまして、議決を受けるということで、そういう性格を持っております。したがって、新たな将来ビジョンが確定いたしますと、これまでの「豊かさ実感みやぎ」云々という現行の総合計画は廃止ということになります。

それから、その将来ビジョンの作業に入る前の考え方なんですけれども、平成11年度に策定いたしました計画自体ですが、やはりあの当時と大分状況が変わ

りました。人口の減少がかなり早く進みましたし、私どもの行政体の方から言いますと、市町村が合併により約半分になりましたので、非常に県の役割を含めて状況が変わってまいりました。そういう意味では、県の計画のあり方も変わった。つまり、なかなか先が見通せない中で、いわゆる総合計画というものがどうあるべきかという議論がございまして、そういう中でこれまでのフルセット型と申しております計画から、ビジョン型あるいは一部マニフェスト的な計画という形で性格を異にしております。

フルセット型というのは、現在の計画がまさにそうなのですが、基本構想があって、戦略的プロジェクトがありまして、地域ビジョンというものがございました。それが、基本的には基本構想プラス10年度の方向性ぐらいの表現にとどめているのがビジョン型でございまして、最近の都道府県の計画づくり、総合計画を見ますと、やはり時代の先が見えないということと、いわゆる中間的な広域自治体である県の役割が非常に動いている中で、一方では市町村にかなり分権化が進んでいる中で、やはり計画のあり方が変わってきてまして、中には総合計画そのものをつくらない県も出てまいりましたし、つくったとしても5年スパンとか3年スパンで、いわゆる本当に短期、中期ぐらいのところでも回し始めたところもありますし、あるいはマニフェスト型といいますが、知事が公約されたものを、そのまま計画に移しかえたようなものもありまして、大分計画の形が変わってまいりました。

そのようなところで、本県としてはビジョン型でいきたいと思います。方向性だけはとにかく共有しつつ、当面具体的に実施することについては、行動計画、これまでは実施計画と申し上げてまいりましたけれども、3カ年の行動計画、平成19年度、平成20年度、平成21年度でございまして、この行動計画において具体的な取り組みを明らかにしていこうということでございます。そういう意味では、本体の総合計画自体が、これまで100ページぐらいのものでございましたが、ボリュームとしても半分ぐらいになりました。

また、地域ビジョンについてもつuturaないということにいたしました。これはかなり合併が進みまして、例えば大崎、あるいは栗原のように、幾つかの市町村がまさに一つの市になってしまったということで、また県と市の関係が対等であるという中で、やはり県が先に将来像を示すというよりは、各合併した市がお持ちになっている将来像を基本的には支援していこうということで、県としては本来的な広域自治体としての仕事により注力しようというような考え方で、地域ビジョンは策定しないということにいたしましたことありまして、ボリューム全体も半分ぐらいになっているというのが、きょうお示したビジョンそのもののボリュームでございまして。

内容の特徴を簡単に説明いたしますが、A3の紙をご覧ください、第1章のところに県政運営の理念と基本姿勢というところが書いてございます。これまでは「豊かさ実感みやぎ」というような形の基本理念、「新世紀豊かさ実感みやぎ - 真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり - 」ということでやってまいりましたが、今回は「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」という理念を置いて、全体のビジョンをまとめております。「富県」というのも「共創」というのも造語ではありますが、豊かな県をみんなでつくっていきましょう。そのことによって、安全、安心と活力の「邦づくり」の「邦」というのは、連邦の邦みたいな字をあ

てがっておりますけれども、広域自治体である県の役割が変わってきて、これからどういう形をとっていくのかというのがありますので、その将来像を見据えたイメージで、「邦づくり」という言葉の「邦」という字を当てたということで、基本理念を設定しております。

具体的にこの基本理念を実現するために、これまでは福祉、環境、教育というふうに、「豊かさ実感みやぎ」の折は、そのようなことを自軸に置いてまいりましたが、今回はこの三本柱でございまして、一つが「富県宮城の実現」ということで、県内総生産を10兆円に掲げるということで、これはいわゆる行政の目標というよりは、県民と一緒に共有していく目標ということの位置づけで、GDP 10兆円を目指して10年ぐらいで1.5兆円ぐらい増やしましょうということ、本体の方には一部産業業種別に製造品出荷額の伸びの割合なり、書ける範囲のところで目標的な数値を掲げております。

それから、2番目の柱が「安心と活力に満ちた地域社会づくり」、この部分は現行の計画をかなり踏襲しているところではありますけれども、学力の問題を取り上げたり、人づくりあるいは子育ての部分をアクセントにしながら、全体としては産業人材の育成などの考え方も含めて、女性や高齢者の活用も含めて、そのような人づくりをまとめているのが2番目の柱であります。

3番目は環境といわば地震対策のところ、「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」ということであります。1番目の柱が経済優先みたいな印象を与えますが、決してそうではなくて、経済の基盤を確立しながら、福祉、環境、教育も並行的に、循環的に充実させていこうという考え方の中で、経済と環境の両立がまず大事であるということ掲げつつ、特に県民の皆さんの声の高い、あるいはこれまでの行政評価などの、あるいは県民満足度調査の中でもいろいろございましたけれども、明らかにやってくるであろう宮城県沖地震なりの地震対策ですね。この辺を明らかにして、柱の中のさらなる柱にしたということでございます。

この三つを掲げまして、それぞれブレークダウンをして、さらに第2章のところでは、それぞれの三つの大きな政策に対してどういうことをやっていくのかと。さらに、それぞれに対して第3章のところでは細かく33の取り組みということで、整理をいたしたわけでありまして。なお、その冒頭に申し上げましたように、これらを具体化するために、現在実施計画、いわゆる行動計画を策定しておりまして、その中では極力数値目標を掲げて取り組んでいきたいと。これは事業ベースも含めて取り組んでいきたいということで、明らかにしたいと思っております。

なお、行政評価との関係につきましては、総合計画審議会の方の答申にも、2ページになりますけれども、4番の推進方策のところ、第1段落のところでございますけれども、「行政評価システムにより、事業の有効性や効率性などを検証しながら推進していきます」ということで、答申内容にも盛り込まれておりますので、私どもとしてもそのような立場で取り組んでいくべきであると考えております。

将来ビジョン、概略ですけれども、以上でございます。よろしく申し上げます。

関田部会長 ありがとうございます。それでは、委員の方々からご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほだのご説明で、マニフェスト型のスタイルになっているので、今までとかなり違うというお話だったですけれども、ある意味では行政評価の政策・施策・事業体系の中から、知事が優先順位を切り出して、そこを中心にということで出した、もしくは審議会が答申したという形になってるのではないかと思うんです。こういうやり方でやった場合に、知事がかわるたびにマニフェストが変わって、恐らくそんなに違いはないかもしれませんが、そうするとそれぞれの評価の指標なり、継続的な評価を5年、10年のスパンでやっていった場合に、継続性の点でどうなのかということが一つありますよね。これは非常に重視して、ここら辺の情報をかなり細かく収集し、実際の実効を確認するという点では、それはそれでいいんですけれども、そのほかのものはすべてやらないのかと。やらないのか、やるのか。やるとすると、どの程度負荷を減らしてやるのかとか、結構問題が多いと思います。

いずれにしても、この方法でマニフェストスタイルでやっても、政策・施策・事業的な体系化というのは必ず必要になって、そこに管理指標が入ってきますから、それはそれでこれも一つ大変なことです。ただ、数が減ったとかいうことにはなるかもしれませんが、では次に違う知事がかわられたときに、そういった指標が全くないということであると、またそこから使って、今まで使っていたものを使わないでいくということが起こると思うんですが、この辺の議論はどのようになされていたのでしょうか。

政策課長 マニフェスト型と今私が口を滑らせたのは、私のイメージがちょっとあったものですから、申し上げましたけれども、基本的にはビジョン型であります。

ただ、今現在、神奈川県のように、知事の公約をそのまま長期総合計画といたしますか、そういうふうになっている県が出てまいりましたということは確かでありまして、選挙自体がマニフェストということで、大分そういうふうになってまいりました。

これまでの宮城県の計画も、実際のところを見ますと、例えば山本知事時代は「新しいふるさとづくり」でございました。そして、本間俊太郎さんになってからも「森と海と人のコスモロジー」ということで、やはり計画は変わっております。そして、浅野知事になっても「新世紀 豊かさ実感みやぎ」ということで変わっていますので、事実上は知事が交代したときに、その県政の総合的な指針の変更が行われているのが実態であります。

ただ、私どもとしては、今部会長からご指摘がありましたように、そうはいつでも、宮城県政として継続的に進めるべきことというのは当然あるわけでございますので、それは知事ご自身なり知事がかわっても、継続されるものも間違いなくあります。これ自体は選挙においても、あるいは県政の実務上においても、普遍的に取り組まなければならないというのは、広域自治体としてはありますので、特にそういう分野については、今回も評価指標といたしますか、目標指標といたしますか、そういうものについては継続的に用いるものは持ち続けていくべきであろうと思っております。これは、今行動計画の作業の中で、各部局ともそういう中で、これまで掲げてきた評価指標と、これから取り組んでいく計画の中で、それをどう考えていくかというのは作業中であります。

そういうことなので、実態上は知事がかわることによって、これまでも計画が

変わってまいりましたけれども、県政全体として、広域自治体として、普遍的に引き続きやっていくことについては、結果としては継続できる数値目標なり、数値指標を継続できるのではないかなと思っております。ただ、私どもの立場からしますと、計画スタイルが変わってきているというか、考え方が変わってきているので、そういう意味では評価のあり方なり数値目標、例えば、特に県の役割が変わってまいりました。保健・医療・福祉のように大分市町村に移行した業務もありますし、県自体が指標を掲げても、それをハンドリングできないといいますが、使えないということもありまして、これが県・市町村、足並み乱れず一つの指標を掲げて進めていくことが望ましいかもしれませんが、実態上は県の役割が変わってまいりましたので、我々も組織運営上、自分たちが行動指針として使える指標などの見直しというのにはあり得るのかなと思っておりました。

関田部会長　ほかの委員の方でどなたかご質問、どうぞ、大滝委員。

大滝委員　このスローガンが「富県共創」となっているんですけども、マスコミとかいろんなどころから出てくる言い方は「富県戦略」という言い方が非常に強く出てくるんです。別に私は総合計画の委員ではないので、それについて云々するつもりはないんですけども、この「共創」というのは非常に大事な今回の、恐らく前の総合計画に比べて、もっとこれをやっていかないと、うまくいかないという思いで、たぶんこういうものがつくられているんですけども、一般の県民に浸透するときには、この「共創」というのが抜け落ちていて、豊かな県を経済的に達成するんだというようなイメージが非常に強く浸透しているのではないかという気がするんです。ですから、これから具体的に行動計画に移していくとか、政策に関するいろんな指標とか指針をつくっていくということを考えるときに、何かやっぱりこのところをもう少し、それをいろんなケースとかいろんなどころで強く押し出すというようなことをやっていかないと、現実的には「富県」ということが達成できないんだということを、いろんなどころでメッセージとして、これは県としてもそれを伝えていかないとだめなのかなと思うんです。

この左下の推進方策のところにも、一番下のところにこういう言い方で書かれていて、「幅広い主体との連携、協働や」云々というところは、これはこれでよくわかるんですけども、でも実際に県は何をやるのとか、何をやれば県としてこういう一連のビジョンが達成されたと考えているんですかということを考えるときに、さっきから出てきている10兆円にするんだというのはわかりやすい物差しではあるんですけども、では10兆円にするためには何をしていたらいいですかというところに、やっぱりこの「共創」というのをもう少し強力に押し出していくようなことをいろんな意味で、これは別に経済的などころではなくて、特に2番目、3番目なんかも非常に大事だと思っているんですけども、そういうところについて、ぜひこれから具体的に推進していくときに、そういうことをお考えいただければと思います。

政策課長　「富県戦略」という言葉については、この将来ビジョンができるまでは、そういう言葉を使っております、「富県戦略」そのものが、総合計画の全体像をあらわすのではないかというイメージのときもございました。ただ、今は将来ビジョン

ができて、「富県共創」云々ということの中の一つの要素として、1番目の「富県宮城の実現～10兆円～」云々ということで、これがいわゆるこれまでの事実上言っていた「富県戦略」に相当するものだろうと思います。

今、大滝先生からお話あった件についてですが、今現在産業経済部の方で、この富県10兆円については、どちらかという行政というよりも、実際には産業界に相当頑張っていただくこととなりますので、行政はそこに対してどのような支援をかかわれるかということが大事なんですが、いわゆる産業界あるいは大学研究開発関係の方、あるいは場合によってはNPO、あるいは県民の中でもいるんなサポートしていただける方がいらっしゃると思いますので、全体としてこの目標を達成するための体制といいますか、組織といいますか、そういうものも今検討をしておりますので、そういう中でご指摘の部分が具体的に進めることができるのではないかなと思っておりました。

関田部会長　　ほかにどなたかご意見、どうぞ、山本委員。

山本委員　　私もこのビジョンに特別どうこう言う立場ではございませんけれども、今までちょっと評価にかかわらせていただいて、工業団地に誘致をするとか、いろんなものをやるとかと言った後のフォローですね、これが必ずしも十分ではなかったのではないかと。それを私どもも少しはかかわらせていただいた部分もあるのかもしれないけれども、やっぱりこういうものの中に、直接これはできているわけなんですけれども、実質的な面で、例えば最近ちょっと言われております、企業を誘致する。しっ放しではなくて、例えば撤退するときはどうなるのかとか、そういうことも含めたフォローの体制をやっていただけるような部分が必要なのではないか。今、推し進める側で大滝先生おっしゃったんですけれども、推し進めるときの何か目配りといいますか、そういうものに関しては、どういうふうにお考えなのか。まあ、私の方では要望ということになりますけれども。

政策課長　　10兆円を実現するために、企業誘致は短期的にはかなり効果的ではありますが、過去のことを思えば、大型の工場が立地して、撤退ということで地域がさらに疲弊してしまうということはよくあることでありますので、今の日本の経済なり産業界の状態の中で、宮城のポテンシャルを考えたときに、戦略的にももちろん誘致はやっていく必要がありますが、一方では間違いのない雇用であったり、あるいは継続的に地域に密着していただく企業であったり、あるいはこれまで地元に着定していた企業をさらに大事にすることもありますし、やはり大型の企業誘致、あるいは外から持ってくると同時に、いかに地場の産業を両輪で育成していくかというのは非常に大事であります。

そのことについては、今回例えば食料品製造業、宮城県の二大産業と言え、電気機械と食料品製造業ということなんですけれども、確かに付加価値が低いとかいろいろ問題はありますけれども、例えばそういうものも33の中に取り出してやっておりますし、そこら辺を企業誘致だけに頼るのではなくて、全体として進めていくんだらうということと、誘致をする場合も、やはり地域に対する効果、雇用なり、あるいは極端に言えば税収効果ですね。あるいは、それが結果として宮城県なり市町村の財政再建にいかん資するかということが非常に大事になりま

すから、そういうところを戦略的に見据えながら、誘致についても取り組んでいくということになっております。

これについても新年度より、誘致も含めた地域産業全体のパワーアップみたいなところあたりは、産業経済部は経済商工観光部と農林水産部と二つに分かれますので、それぞれより特徴なり優位性を生かしながら、小回りのきく組織の中で、プロジェクト的なチームも場合によってはつくって、やっていくことになるんだろうと思いますので、今ご懸念のところのフォローは、我々もこれまでの歴史の中で工場撤退とかそういうことで痛い目にも遭ってきていますので、誘致だけでいいと思っていませんし、誘致のフォローも間違いなくやっていかなくてはならないと思っております。

関田部会長　ほかにどなたかよろしいでしょうか。

前の総合計画はかなり細かくいろんなことを規定していて、例えば評価指標は一つとか、いろんなことが書かれたので、部会で審議するときでも、そういう総合計画に基づいてということになると、一つしかないのかというような議論もあったんですが、それでは困るということで、公式以外で非公式にそういう指標をつくって、実際の運用をできるような形にしましょうということで進めたんですが、今回は逆にそういう縛りはあまりないのですが、これをこのような形で5年後、10年後に展開して、具体的にどう評価していくということになると、かなり細かく決めていかないといけないですね。だから、その辺のこれからの準備がなかなか議論が深いと思いますが。

ほかにどなたか。はい、どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員　感想ということなんですけれども、先ほど出てきた10兆円云々とありましたけれども、正直言って今8兆円のところを10兆円にしようというのは、工業がメインになると思うんですね。そのためには、誘致を積極的にしないと、実現不可能かなと思いますね。

実は宮城県というのは、山本県政の話、さっき出てきたんですけれども、私もそのころにある企業を立地するときに、公害型だったんですね。排水をかなり出すということで問題になったので、いろいろと検討した結果、どうも環境が悪化するということで、そのころ山本さんは、美しい県土づくりということがあったものですから、そういう企業は排除しようということで排除してきたんです。そういう点では、宮城県はかなり環境はよく保全されていると思います。

ところが、その後宮城県もそうですけれども、いろんな県では工業団地をつくっていますよね。ところが、企業というのは工業団地で誘致しようと思っても、なかなか来てくれないですよ。たぶん宮城県で今できている北部工業団地なんかでも、どちらかというと公害型ではなくて、あまり水も出さない、大気も汚染しないような企業を誘致しよう。それはもう全国どこもそうなんです。そういう状況の中で、果たして宮城県が今のような計画の中で、そういう自動車関連とかの企業を誘致できるのかなと、私非常に疑問があるんですね。これからの企業の中で言うと、ある程度公害を発生する企業も考えておく必要があるのではないかな。だけれども、技術的に処理をして、公害を出さないような形の企業というのが結構あるんです。そういうものがこれからもいろんな場所に進出したい気持ち

はありますけれどもね。今のようなビジョンを見ていますと、なかなかそういうことで企業が来てくれないかなと。

それで、さっきちょっと話があったかもしれませんが、そういう場合には、では行政でどういう支援をするというか、場合によっては公害型に対して、行政でもいろんな点で考えておく必要があるのではないかな。今ですと立地するといっても住民反対があって、なかなか厳しい状況ですよね。そこら辺について、行政としてこのビジョンの中でどういうお考えがあるのかなというのが感想です。

政策課長　いわゆる環境関連の企業の誘致というのは、今から3年、もうちょっと前でしようか、資源循環推進課というのが環境生活部の中にできていて、市町村の要請に基づいてという形だったと思いますが、いわゆるエコ団地というんでしょうか。そういうものをまとめた規模でできることを県も支援するということの仕組みはつくっていて、現在、つい昨年の春までやっていました緊急経済産業再生戦略の中でも、この環境関連の企業誘致については一定のノルマを設けて誘致に取り組んできて、かなり目標数値としても掲げてやって、達成できたのかなと思っておりません。

ただ、そうは言っても、先般県北のまちでも一部そういう動きがあって、マスコミにも出ていましたけれども、やはり地元住民の方の考え方というのはいろいろございますので、特に市町村の方は企業誘致したいと。その中でも、特に大型のものづくり産業というに限られますけれども、そういう資源循環環境関連型というのは、過疎地なりそういうところでも可能性もありますので、ただ雇用がどこまであるかという問題は現実にありますけれども、市町村によっては一生懸命それに取り組んでおられますので、うちとしてはそういうところは小まめに応援していくということになるんだろうと思いますが、やはりいずれ住民の方がどういふふうな理解をしてもらえるのかなということが、時代が変わっても変わらないところがそこかなと思っていました。

長谷川委員　実は今のことなんですけれども、今おっしゃっているようなエコファクトリー、一応誘致したと。それで、私たちが実は去年ですね、分科会でそのことを少し議論したんです。どういうことかということ、県でそういう誘致した企業に対して補助金を出しているわけです。その補助金を出している根拠がどこにあるかと聞いたら、それは地元の市町村がゴーサインを出したということなんです。だから、県の方ではそれほど検討しない、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、あまり検討しないで、市町村がゴーサインを出したのでOKしたということです。そういう企業が県の検討段階の中で十分に考慮されていないように思います。ですから、そのことも含めて、行政は、ただ金を出すとかではなくて、もう少し十分な検討をしなければ、結局、住民がかなり反対したケースもあるので考える必要があるのではないかな。県は、市町村がゴーサイン出したから、うちは知りませんよという、非常に責任逃れの考えがあったので、私は気になりました。これからはそういうことが出てくることを心配しています。

そうすると、あくまでも県というのは、市町村の問題ですよということで逃げたは、そういう公害も含めたところの企業が誘致されたときには、問題が発生するかなということなんです。ですから、それで先ほど言った感想というのは、そ

んなことで、問題を含めて、行政はどういうふうこれから対応するのかなということがありました。

政策課長 委員に対して、当該部局がどのようにお答え申し上げたかわかりませんが、私
が思うには、少なくとも市町村がよければいいという逃げの立場ではないはずだと思
っておりますので、広域自治体の役割そのものは、市町村のご判断はもちろん一
番尊重いたしますけれども、一方では、市町村民でもありますけれども、県民でも
ありますので、そういう角度から広域的にどういうふう検討して、指導調整して
いくかというのは、役割としては間違いなくありますので、そこはそういう立場も
踏まえて対応してきているだろうと思いますので、たぶんそのように申し上げたの
ではないかと思えますけれども。（「今後よろしく願います」の声あり）はい。

関田部会長 ほかにどなたかよろしいですか。どうぞ、林委員。

林委員 ちょっと教えてほしいんですけれども、今まで県の政策の中で、それぞれの地
域の発展あるビジョン、発展ということですね。今回は地域ブロックの発展ビジ
ョンはつくらないということなんですけれども、今いろんなところで政策の選択
と集中ということが取り上げられております。だんだん人口も減って、行政効率
を上げていくという中で、どこかに地域格差がいろいろ出てくるというのが今の
一番悩みの種といたしますか、所得格差がありますけれども、地域格差がどんど
出てくるという中で、今回のこのビジョンの産業経済、人、環境の三本柱の中で、
県土というものをどういうふうこれからマネジメントしていくかというような
ところのイメージがちょっとわからないんですね。

私どもは社会資本の分科会をやっております。社会資本というのは、それぞれ
の地域がある程度競争できる環境をいろいろつくってやって、またそこで安心し
て暮らせるものをつくっていくという中で、それがあ地域に選択集中されてく
ると、その辺のバランスが崩れてくるということもございませぬ。また、それが効
率性だという選択であれば、それはそれで推進しなくてははいけない。そういう立
場から見ますと、今回の県土の姿というのは、これから不透明な時代の中で、ど
んなふうに議論されていくか。地域編をつくらないというのはいいんですけれど
も、このベースになっている三つの施策の柱と県土全体のバランス像といたしま
すか、その辺はどんなふうな議論をされたのか、教えていただければありがたいと
思います。

政策課長 今のご質問については、審議会の答申の9ページをご覧いただきたいと思
うんですけれども、9ページの4番目で、今おっしゃったことについては、基本的な考
え方を大体示しているのかなと思っていて、この中でやはり仙台都市圏とほかの地
域の格差問題については触れておりますし、そういう中で地域間格差をいかに是正
するかということと、いわゆる保健・医療・福祉の共通基盤の部分については、ど
の地域においてもきちんとしていく必要がありますので、その辺の考え方は、
方向だけは、やはり問題意識としては間違いなく言っています。

それと、次の10ページの左下のところで、住民参画型の社会資本整備や良好
な景観の形成とありますが、いわゆる社会資本整備の考え方については、維持管

理なり、既存施設をいかに有効に活用していくか。特に人口減少社会の中で、どういふうに社会資本を効率的にやるかというところでは、先ほど申し上げたコンパクトなまちづくりと同様に、社会資本整備のあり方も住民参加を得ながらやっていく必要があるということで、方向性はさらっとでありますけれども、書いてあります。

7ページのところに、ただ今回のところで、県の中も大事なんですけれども、やや大仰ではありますけれども、アジアに開かれた広域経済圏の形成ということで、かなり現実化してまいりました。そういう中で、特に山形県との連携についてはというところが書かれておまして、県土全体を見るとときに、いかにその近県との関係を、隣県との関係をどう見ていくかと。ネットワークの整備を含めてですね。その辺を7ページのところの広域経済圏の形成というところで多少なりとも書いておりますので、そういう感じで県全体と県の中に入っていった場合と、あと仙台都市圏との格差をどういふうにとらえていくかというのは、方向だけは書いているというところでございます。

関田部会長　　ほかによろしいでしょうか。はい、どうぞ、宇田川委員。

宇田川委員　　きょうの感想という感じなんですけれども、これは移行期で将来もう少し検討していきたく思うんですけれども、ちょっと教育の方から見ていきますと、総合計画の委員ではないので云々ということはいいませんけれども、感想として述べさせてもらおうと、例えば具体的な取り組みに関しては、教育の方では今現在の政策と、ほとんど方向論としては変わっていない感じがするんです。ただ、問題なのは、その上の上位概念というか、まとめたものの理念だとか、基本姿勢がちょっと表現変えているものだろうということが感じるんですね。ただその場合に、10年後の宮城の姿勢云々ということに関して言うならば、その辺を評価する場合に、かなり影響があるのかどうか、それも含めて評価するのかということになると、ちょっと今後の検討になると思いますけれども、その辺の位置づけが不明確だなという感じがいたします。

極端な例とすれば、例えば不登校児100人いたと。1年後にはそれを10名減らすというように紋切り型に評価していくのか。またはもう一つ、先ほど長谷川委員が言ったように、こういう10年後といったときに、それを例えば検討していくとか、努力していくというようなことで、各部局から返事をもらってしまうと、ちょっと具体性が欠けていきたく思うということも、ちょっと考えられるという感じがいたします。ですから、今後の課題になると思うんですけれども、具体的な取り組み云々というのは、今やっていることとそんな変わらないんだけれども、上物の理念とか基本姿勢がちょっと入れかわったのかなというのが、率直な感想という感じです。

関田部会長　　ほかにごなたか。一つですね、先ほど出た地域に関して、圏域のようなものは設定しないということでしょうか。

政策課長　　圏域を設定しないということではなくて、圏域ごとにこれまでつくっていましたが地域ビジョンというのを今回はつくっていないということです。

関田部会長 それは別につくっていないということは、つくってもいいわけですよ。

政策課長 総合計画審議会の議論の中でも町村会長あるいは市長会長も入りましたが、今回県が地域ビジョンをつくらない基本的な考え方についてはご理解を得まして、それはそれでよろしいと。つまり、それぞれの市なりが、自分たちの将来像を目指しているところがあるから、県である広域自治体は、ぜひそれを支援してくれというスタンスでよろしいということでの話がございました。それがそのまま今の最終的な総計審の答申内容の中に地域ビジョンが入っていないということにもつながっております。

関田部会長 医療の場合は、医療法で地域医療計画を策定するということになっていて、医療圏という圏域をつくっているんですね。それは、市町村が小さかったために、圏域でないとなかなか対応できないと。病院つくるにしても、一つの市町村だけではなかなか運営できないということがあると思うんですが、市町村が合併して大きくはなっていると思うんですけども、しかしテーマによっては、地域ごとに考えなくてはいけないものがあると思うんですよ。だから、ビジョンはつくらなくても、この全体のビジョンからいろんなデータ解析をして、その地域における過不足というのが出てくるでしょうし、住民の意向も満足度調査なんかで反映されますから、その都度その都度の予算と、あるいはそのビジョンを達成していくという個別の対応は可能なわけですよ、このビジョンの考え方でも。そういう運用を図るといような情報のとり方は重要だと思います。

もう1点、国との関係なんですけれども、国も財政構造改革で、どうやって政策・施策の効率化をするかということをやっている、都道府県に競争を導入し始めていますよね。そして、県が競争に入ると、結局市町村に頑張っていただかないといけない。市町村だけではだめで、民間も巻き込んでやらないとできないということになって、この富県共創のような発想も民間活力をできるだけ多くということがあると思うんですけども、そういったときに、例えば国の評価を受けるときに、国と関係するような、おおよその分野の評価指標はちゃんと持っておかないと、説明ができないですよ。そういう、あるいは他の都道府県との間で、うちの宮城県はこれぐらい優れているというようなことを言うためには、共通の指標がないと、そういう比較検討ができないですよ。というようなことをたぶん言ってきたときに、この計画の中でそういうものを持っていないと、非常にやりづらいということもありますので、検討の中ではそういう国との関係、それから市町村との関係ということも視野に入れた議論をぜひしていただきたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。それでは、これからなかなか大変な作業だと思いますが、よろしく願いいたします。

議事(5)その他でございます。他の部会の状況について、資料5の内容につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

行政評価室長 はい。それでは、資料5になります。

まず最初、大規模事業評価部会、これにつきましては、平成18年度については審議2件ほどありました。まず、第二女子高等学校の改築事業につきましては、

事業実施することが妥当ということでございました。それからもう一つ、白石高等学校と白石女子高等学校の統合校に係る校舎等の建築事業につきましてもご審議いただきまして、答申概要のところ、事業を実施することが妥当というところで、両事業ともご意見はちょうだいしていただいて、このご意見等については対応するというので、評価書が確定になってございます。

それから、次2枚目が入っていますけれども、公共事業評価部会につきましては、都合、部会が6回と分科会が5回ほど開催されまして、平成18年度は33事業が評価対象になりました。33事業とも事業継続妥当という評価をいただいております。

それから、最後になりますけれども、資料5-1という形で、平成19年1月25日付けで知事の方から行政評価委員会委員長あての諮問書を入れていました。A3の1枚紙になりますけれども、これにつきましては、平成18年度、要するに行政評価制度の中でも、大規模事業評価と公共事業再評価、事業箇所評価、要するに事業評価の部分で制度改正をしたいというところで諮問ということでございます。

改正の内容につきましては、右側の方に8項目について制度改正したいというところでございます。内容的には、大規模事業評価に関しましては、公共事業と要するに箱物の施設整備事業、ここの定義の部分が一部不明確な部分がありましたので、今般の見直しで明確化したいと。それから、事業再評価要件の追加。それから、計画評価の変更ですね。これについては新設したと。それから、事後評価的な要素として、評価事業完了報告書という制度を新設と、一応大規模に関しては4件でございます。

公共事業再評価につきましては、対象除外範囲の新設、それから部会意見対応状況報告書という形の制度を新設したと。それから、これも事後評価的な要素として、評価事業完了報告書という新たな制度を新設したと。

それから、事業箇所評価につきましては、新規事業箇所調書の新設及び対象除外範囲の変更というところで、以上8件ですけれども、そのうち裏面を見ていただきたいのですが、要するに公共事業自体につきましては、事前評価、事中評価、事後評価ということで、今まで制度化としては一部漏れていた部分がありましたけれども、今般の制度改正で、公共事業に関しましては、一番最初、まずの事業箇所評価の新規事業箇所調書、ここでまず公共事業としてスタートすると。それ以降5年で着工に至らなかったもの、もしくは着工してから10年以内に完了しないもの。これらについては、すべて公共事業の再評価を受けるということで、再評価を受けた場合については、委員会の方からご意見をちょうだいすれば、その意見についてどういう対応をしたかという部分については、部会意見対応状況報告書という形で、翌年もしくは適切な年度に、部会の方に対応状況についてご説明するという手続を踏むというところでございまして、以降、のところにいきまして、事業完了後2カ年度以内に評価事業完了報告書という形で、事後評価的な手続を入れ込んだというところでございます。

同じように、大規模事業の方につきましても、で評価事業完了報告書と、これは5年以内に完了ということでございますけれども、例えばこの5年というのは長過ぎるのではないかというご意見もちょうだいしましたけれども、例えば大学ですと、開学後4カ年は毎年本省の方に大学の運営状況を報告して、たしか4

カ年過ぎた段階で初めて一人前ということもありますので、大規模案件に関しては、都合5カ年以内に事業完了報告書の提出という部分を制度化したというところで、今回の見直しで一連の事前、事中、事後というトータル的な評価制度に見直したというところでございます。

今回の審議状況については以上です。

関田部会長 ありがとうございます。今のご報告について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。はい、大滝委員。

大滝委員 このの対象除外範囲の新設というのが、公共事業再評価関連のところに書いてあるんですけども、これは具体的にどういうことなんでしょうか。

行政評価室長 ここは、事業箇所評価の範囲と公共事業の範囲がもともとずれていた部分を、今お話ししたように、一連の評価にするということなので、文言を修正したというところで、範囲を統一化するために対象除外と。具体的には、維持管理事業の部分を除いたというところでございます。本来的な公共事業についての大きな部分の範囲の除外ということではなくて、通常の維持管理の事業に関しては、その部分は事業箇所評価の方では除いていましたので、公共事業再評価の方に関しても除くという取り扱いを文言整理したというところでございます。以上です。

関田部会長 ほかに何かご質問ございますでしょうか。
ないようでしたら、一応予定しておりました議題は以上でございます。全体的に何かご意見があれば承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
なければ、これで議事を終了したいと思います。
今年度中の部会開催の予定は、今のところございません。今後開催の必要が生じた場合には、その都度委員の皆様にご連絡させていただきたいと思います。
それでは、以上をもちまして会議を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

司 会 ありがとうございました。以上をもちまして「宮城県行政評価委員会平成18年度第3回政策評価部会」を終了いたします。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名委員 安藤朝夫 印

議事録署名委員 宇田川一夫 印